

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示  
( 建築のためのサービスその他の技術的サービス ( 建設工事を含む ) )

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成30年3月14日  
( 契約責任者 ) 西日本高速道路株式会社 関西支社  
支社長 村尾 光弘

調達機関番号 419 所在地番号 27  
第3号

1. 工事概要

- ( 1 ) 品目分類番号 41、42  
( 2 ) 工事名 中国自動車道 ( 特定更新等 ) 吹田 JCT ~ 中国池田 IC 間橋梁更新工事  
( 3 ) 工事場所 自 ) 大阪府吹田市青葉丘北  
至 ) 大阪府池田市神田

( 4 ) 本件工事の内容

1) 実施設計 ( 以下「設計業務」という。 )

( ア ) 設計延長 L = 6,000 m、橋梁更新等詳細設計一式

( イ ) 設計業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。

2) 施工 ( 以下「建設工事」という。 )

建設工事の内容は、以下の内容から 1.( 4 ) 3) の内容を除いたものとする。

工事延長 L = 10.8 km

床版取替 ( 撤去・設置 ) L = 5,200 m ( 上下線別橋梁延長 )

桁取替 ( 撤去・設置 ) L = 4,100 m ( 上下線別橋梁延長 )

アスファルト舗装工 A = 70,000 m<sup>2</sup>

橋梁付属施設 一式

遮音壁 ( 撤去・設置 ) 一式

舗装改良工 A = 27,000 m<sup>2</sup>

中分防護柵改良工 L = 800 m

仮設工 一式

3) 施工 ( 以下「試験工事」という。 )

試験工事の内容は、建設工事の一部とし、詳細については設計業務段階で決定する。

( 5 ) 工期

設計業務：契約締結日の翌日から平成32年6月30日

試験工事：平成31年7月1日から平成32年7月31日

建設工事：平成32年7月1日から平成35年9月30日

ただし、技術提案及び設計業務に基づき、建設工事の工期を短縮する場合があります。

試験工事及び建設工事の内容は、技術提案書作成要領による。

(6) 技術提案・交渉方式に関する事項

本件工事は、西日本高速道路株式会社（以下「発注者」という。）の発注目的を達成するため、概略設計などの概略図、仕様及び最低限の要求要件（性能）を提示し、設計手法、高度な技術提案及び施工計画等の「当社の要求を最も的確に満たす技術提案」を公募し、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に関するヒアリング（技術対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者としてその技術提案を採用し、当該技術提案を踏まえて仕様・価格を決定する「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」の対象工事である。

(7) 本件工事においては、競争参加資格確認申請を行った者（以下「競争参加希望者」という。）のうち、競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、提出された技術提案に基づき選定された優先交渉権者と設計業務に係る契約を締結すると同時に、試験工事及び建設工事に係る契約に至るまでの手続に関する協定を締結する。設計の過程で価格等の交渉を行い、設計業務完了後に行う試験工事及び建設工事の価格の交渉が成立した場合に、それぞれ試験工事及び建設工事に係る契約を締結する。（協定の内容は、基本協定書案による。）

なお、優先交渉権者と5.(4)に定める見積合わせにより設計業務に係る契約の相手方が決定できなかった場合は、次順位の者と同様の手続を行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続を行う。

(8) 参考額は入札説明書による。

## 2. 競争参加資格

本件工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による本件工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 下記の条件を満たす者又は特定建設工事共同企業体とする。

1) 単体で申請する場合

下記の(ア)及び(イ)の条件を満たす者とする。

<条件>

(ア) 技術提案書の提出の日に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「橋梁補修改築工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続に基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,200点以上である者（上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,200点以上であること。）

(イ)技術提案書の提出の日に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加資格のうち「土木工事」の資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,400点以上である者(上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,400点以上であること。)

## 2) 共同企業体で申請する場合

下記の(ア)又は(イ)の条件を満たす2者以上10者以下で構成された特定建設工事共同企業体とする。なお、特定建設工事共同企業体(甲型)で申請する場合は、共同企業体の代表者は(ア)及び(イ)の条件を満たさなければならないものとし、代表者以外の構成員は(ア)又は(イ)の条件を満たさなければならないものとする。また、特定建設工事共同企業体(乙型)で申請する場合は、橋梁補修改築工事を施工する構成員は(ア)の条件を満たし、土木工事を施工する構成員は(イ)の条件を満たさなければならない。なお、橋梁補修改築工事及び土木工事の双方を担当する場合は、(ア)及び(イ)の条件を満たさなければならない。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

### <条件>

(ア)技術提案書の提出の日に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加資格のうち「橋梁補修改築工事」の資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者(上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。)

(イ)技術提案書の提出の日に、平成29・30年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加資格のうち「土木工事」の資格を有し(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者(上記の再認定を受けたものにあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。)

3) 平成14年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した同種工事( )及び同種工事( )の施行実績を有すること。

ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡し完了した工事(旧日本道路公団が発注した工事を含む。)である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人(以下、「他の機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、同種工事( )及び同種工事( )の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(ア) 単体で申請する場合

下記に掲げる同種工事( )及び同種工事( )の施工実績を全て有すること。

なお、同種工事( )の施工実績は、提案する構造形式に応じた施工実績をすべて有すること。

(イ) 特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合

特定建設工事共同企業体(甲型)にあっては、同種工事( ) から のうち提案する構造形式に応じたすべての施工実績及び同種工事( )の施工実績をいずれかの構成員が有すること。

代表者は下記に掲げる同種工事( ) 、 のうち提案する主たる床版種別に応じた施工実績を有し、かつ同種工事( )の施工実績を有すること。

代表者以外の構成員は下記に掲げる同種工事( ) から のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績又は同種工事( )の施工実績を有すること。

提案する主たる床版種別とは、技術提案のうち最も橋面積の多い床版形式をいう。

提案する構造形式とは、技術提案するすべての構造形式をいう。

(ウ) 特定建設工事共同企業体(乙型)を構成する場合

特定建設工事共同企業体(乙型)にあっては、同種工事( ) から のうち提案する構造形式に応じたすべての施工実績及び同種工事( )の施工実績をいずれかの構成員が有すること。

橋梁補修改築工事を担当する場合は、提案する構造形式に応じた同種工種( ) から のいずれかの施工実績を有し、土木工事を担当する場合は、同種工事( )の施工実績を有すること。なお、橋梁補修改築工事及び土木工事の双方を担当する場合は、同種工事( ) から のうち提案する構造形式に応じたいずれかと同種工事( )の施工実績を共に有すること。

<同種工事>

( ) 橋梁補修改築工事

技術提案の構造形式に応じて ~ に該当する施工実績を有すること。

道路橋において、鋼桁上のPC床版による施工を行った工事(コンクリート製の床版を提案する場合)

道路橋において、鋼床版もしくは合成床版による施工を行った工事（鋼製の床版もしくは合成床版を提案する場合）

道路橋において、橋梁総延長300m以上のプレキャストPC桁の架設を行った工事（コンクリート製の桁を提案する場合）

道路橋において、橋梁総延長300m以上の鋼桁の架設を行った工事（鋼製の桁を提案する場合）

道路橋において、500t以上の鋼部材の製作を行った工事（鋼製の床版、合成床版または桁を提案する場合）

（ ）土木工事

供用中の自動車専用道路において、交通規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事の施工実績を有すること。ただし、舗装工、標識工、防護柵工、付属物等のみを施工した工事は除く。

（3）次に掲げる基準を満たす統括責任者を試験工事及び建設工事に専任で配置すること。

1）統括責任者が、一級土木施工管理技士、またはこれと同等以上の資格を有し、かつ10年以上の現場実務経験を有すること。

2）統括責任者が、平成14年度以降に以下の施工実績を有するものであること。

ただし、施工実績の取扱いは2.(2)3)に同じ。

< 施工実績 >

主任（監理）技術者又は現場代理人として、供用中の自動車専用道路において、交通規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事。ただし、舗装工、標識工、防護柵工、付属物等のみを施工した工事は除く。

3）専任の統括責任者については、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術提案書提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

（4）次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を試験工事及び建設工事に専任で配置できること。

1）専任の主任技術者又は監理技術者が、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2）現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成14年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した以下の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは2.(2)3)に同じ。

（ア）単体で申請する場合

単体の場合は、下記に掲げる同種工事（ ） から のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

（イ）特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

特定建設工事共同企業体（甲型）の場合は、下記に掲げる同種工事（ ） から のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績を有している現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

(ウ) 特定建設工事共同企業体(乙型)を構成する場合

特定建設工事共同企業体(乙型)の場合は、同種工事( ) から のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績を有している現場代理人を配置すること。また、橋梁補修改築工事を担当する場合は、同種工事( ) から のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績を有し、土木工事を担当する場合は、同種工事( ) の施工実績を有している主任(監理)技術者を配置すること。なお、橋梁補修改築工事及び土木工事の双方を担当する場合は、同種工事( ) から のうち提案する構造形式に応じたいずれかの施工実績と同種工事( ) の施工実績を共に有する主任(監理)技術者を配置すること。

<同種工事>

( ) 橋梁補修改築工事

技術提案の構造形式に応じて ~ に該当する施工実績を有すること。

道路橋において、鋼桁上のPC床版による施工を行った工事(コンクリート製の床版を提案する場合)

道路橋において、鋼床版もしくは合成床版による施工を行った工事(鋼製の床版を提案する場合)

道路橋において、橋梁総延長150m以上のプレキャストPC桁の架設を行った工事(コンクリート製の桁を提案する場合)

道路橋において、橋梁総延長150m以上の鋼桁の架設を行った工事(鋼製の桁を提案する場合)

( ) 土木工事

供用中の自動車専用道路において、交通規制のもとで車線拡幅又は連絡等施設の新設を行った工事。ただし、舗装工、標識工、防護柵工、付属物等のみの施工した工事は除く。

3) 専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

4) 監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(5) 次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を設計業務に配置できること。

1) 管理技術者

(ア) 管理技術者が、技術士(総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)若しくは、技術士(建設部門(鋼構造及びコンクリート)、又はRCCM(鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有する者であること。

なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)または国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課又は建設市場整備課)を受けている必要がある。競争参加資格確認申請書提出期限までに当該認定の申請書の写し

を提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには技術提案書提出日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(イ)管理技術者が、自動車専用道路における橋梁上部工設計(基本設計又は詳細設計)の実績を有すること。

## 2) 照査技術者

(ア)照査技術者が、技術士(総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)若しくは、技術士(建設部門(鋼構造及びコンクリート)、又はRCCM(鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有する者であること。

なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣又は旧建設大臣の認定を受けている必要がある。ただし、RCCM試験合格者はRCCM登録者と同等とする。競争参加資格確認申請書提出期限までに当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには技術提案書提出日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

(イ)照査技術者が、自動車専用道路における橋梁上部工設計(基本設計又は詳細設計)の実績を有すること。

(6)競争参加資格確認申請書及び確認資料(以下「申請書等」という。)の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領(平成17年要領第96号)」に基づき、「地域1」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

(7)共同企業体を構成する場合には、次に掲げる事項を満たしていること。

1)各構成員が試験工事及び建設工事に対する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

2)各構成員が試験工事及び建設工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

3)共同企業体(甲型)を構成する場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙9-1に定める標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)による協定書(案)が提出されていること。

4)標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率は均等割の10分の6以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

5)共同企業体(乙型)を構成する場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙9-2に定める標準特定建設工事共同企業体協定書(乙)による協定書(案)が提出されていること。

6)標準特定建設工事共同企業体協定書(乙)による協定書案を提出する場合、分担工事額にかかわらず代表者は構成員において決定された者であること。

- (8) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 優先交渉権者の選定に関する事項

#### (1) 優先交渉権者となるべき者の決定方法

- 1) 競争参加資格があることが確認された者(以下「優先交渉権者となり得る者」という。)に対して技術提案書並びに当該技術提案に基づく工事及び設計参考見積書(以下「設計見積仕様書」という)の提出要請を行い、技術提案書及び設計見積仕様書(以下「技術提案書等」という)の提出を行った者と技術提案書等の内容に関するヒアリング(技術的対話)を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。
- 2) ヒアリング(技術的対話)を通じて、技術提案書等について改善を求める場合がある。
- 3) 1)に定める技術提案書等の提出及び2)に定める改善要求の対応を行わない場合は、優先交渉権者となり得る者とはしない。

#### (2) 技術提案の評価に関する基準

- 1) 技術提案の評価については、次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

##### マネジメント業務

- ・ マネジメントの実施方針
- ・ マネジメント業務における着眼点と対策方針

##### 施工計画

- ・ 設計の実施方針
- ・ 設計における着眼点と対策方針
- ・ 工事の実施方針
- ・ 床版・桁の撤去および架設計画における着眼点と対策方針
- ・ 施工中における周辺環境への配慮
- ・ 安全管理に関する想定されるリスクへの対応
- ・ 品質管理に関する想定されるリスクへの対応
- ・ 工程管理に関する想定されるリスクへの対応

##### 性能・強度等

- ・ 床版および桁の耐荷安全性(宮の前高架橋)
- ・ 床版及び桁の耐久性(宮の前高架橋)
- ・ 下部構造への影響程度(宮の前高架橋)
- ・ 維持管理に関する着眼点と対策方針

##### 工事コスト

- ・ 工事コストの低減

##### 社会的要請

- ・ 昼夜連続通行止め規制の延べ日数

- 2) 評価項目、評価基準及び配点等の詳細は、入札説明書及び技術提案書作成要領による。



#### 4．手続等

##### (1) 担当部署

〒567-0871 大阪府茨木市岩倉町1番13号

西日本高速道路株式会社 関西支社 総務企画部 経理課 課長代理 小林 克寿

電話 06-6344-9242

##### (2) 説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

交付期間：平成30年3月14日（水）から平成30年4月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く）。

交付方法：入札情報公開システムより、提供する。

<https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「171001214」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後4時まで、4.

(1)の場所において入手することができる。

##### (3) 申請書等の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成30年3月15日（木）から平成30年4月13日（金）までの休日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

提出場所：上記4.(1)に同じ。

提出方法：本件工事に係る技術提案書等の提出を希望する者は、説明書に基づき申請書等を作成し、持参、郵便（書留郵便に限る）、託送（1）すること。

1 託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

##### (4) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

提出期限：平成30年5月1日（火）から平成30年6月12日（火）までの休日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

提出場所：上記4.(1)に同じ。

提出方法：持参、郵便（書留郵便に限る）又は託送すること。

#### 5．その他

##### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

( 3 ) 見積の無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積、申請書等及び技術提案書等に虚偽の記載をした者のした見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

( 4 ) 契約の相手方の決定方法

優先交渉権者で、契約制限価格の制限の範囲内で有効な見積を行った者を設計業務に係る契約の相手方とする。

ただし、契約の相手方となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、契約の相手方としない。

( 5 ) 低入札価格調査

上記5.(4)ただし書きの目的を達するため、設計業務における見積り合わせについては審査対象基準価格を設定し、見積価格がこれを下回る場合は、見積手続を保留し、当該見積者を対象として低入札価格調査を行う。ただし、試験工事及び建設工事における見積り合わせについては当該調査を行わない。

( 6 ) 見積り合わせ時に単価表等の提出のない者の行った見積り合わせは無効とする。提出された単価表等を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った見積り合わせを無効とする場合がある。

( 7 ) 見積者の故意又は重大な過失により見積書が無効となった場合は、当該見積者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

( 8 ) 配置予定監理技術者の確認

契約の相手方決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。

( 9 ) 契約書作成の要否 要

( 10 ) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 有

( 11 ) 関連情報を入手するための照会窓口は、4.(1)に同じ。

( 12 ) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も4.(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、技術提案書の提出期限の日において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

( 13 ) 詳細は入札説明書による。

6 . Summary

( 1 ) Official in charge of the contract of the procuring entity : Mitsuhiro Murao Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited

( 2 ) Classification of the services to be procured : 41・42

- ( 3 ) Subject matter of the contract : Bridge renovation project of Chugoku Expressway between Suita Junction and Chugoku Ikeda Interchange, which include as bellow works;Detail design of bridge renovation, replacing work of floor slab, bridge girder, pavement, sound barrier and guard fence.
- ( 4 ) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:4:00P.M. 13 april 2018
- ( 5 ) Time-limit for the submission of proposals : 4:00PM. 12 June 2018 ( Proposals submitted by mail : 4:00P.M. 12 June 2018 )
- ( 6 ) The language used for application and inquiry shall be Japanese .
- ( 7 ) Contact point for documentation relating to the proposal : Katsuhisa Kobayashi, Assistant Manager of Accounting Division, General Affairs and Planning Department, kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited  
1-13, Iwakura-cho, Ibaraki City, 567-0817 , Japan. TEL.06-6344-9242

以 上